

山形県SDG s 推進本部設置要綱

(設置)

第1条 国際連合が採択した「持続可能な開発目標」(SDG s)の達成に向け、県施策の総合的推進を図るため、山形県SDG s 推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(本部の所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) SDG sの理念の普及、理解の促進に関すること。
- (2) SDG sの実現に向けた取組みの推進に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置き、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営等)

第4条 本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認める場合は、別表に掲げる職にある者以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、みらい企画創造部企画調整課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営及び活動に必要な事項については、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年7月27日から施行する。

別表

	職 名
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	みらい企画創造部長
	防災くらし安心部長
	環境エネルギー部長
	しあわせ子育て応援部長
	健康福祉部長
	産業労働部長
	観光文化スポーツ部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業管理者
	病院事業管理者
	県議会事務局長
	教育長
	警察本部長
	監査委員事務局長
	人事委員会事務局長
	労働委員会事務局長
	村山総合支庁長
	最上総合支庁長
置賜総合支庁長	
庄内総合支庁長	
東京事務所長	